テとされちの実際をませる!~小児医療の充実へ

子どもたちの笑顔のために、"ふるさと納税"しませんか?

佐賀県のふるさと納税には、寄附金の使い道を豊富な使途×ニューから選択できる「施策応援コース」があります。平成 28 年 11 月 1 日から、寄附金の使途×ニューとして、新たに「小児医療の充実」が加わりました!

佐賀県の小児医療は、佐賀大学病院を中心とする各医療機関の連携により適切な医療提供が行われていますが、小児科医が不足しているなかで、医療関係者には大きな負担がかかっています。このことから、ふるさと納税を活用し、小児科医の確保対策や医療機関の支援を実施することで、医療関係者の負担を軽減し、小児医療の充実を図りたいと考えています。小児医療の充実により、佐賀県の次世代を担う子どもたちの笑顔をまもり、健やかな成長を支えていきます。

<主な使途> 小児科医の確保対策、小児医療に係る医療機関の支援 など

*2,000 円の負担で応援したい施策を選べる!

自治体に寄附を行うと、寄附金額から 2,000 円を超える額が、寄附者の所得等に応じた一定の範囲内で所得税・住民税から控除されます。「ふるさとに貢献できる」「自治体の施策を応援できる」制度です。

※ 1万円以上で寄附の方に、ささやかですが、佐賀らしいお礼の 品を感謝の気持ちを込めてお送りします。

これが"ふるさと納税"



2,000円を超える分が全額控除される寄附額(年間上限額)の目安						
寄附者本人 の 給与収入	独身 _{又は} 共働き	夫婦 _{又は} 共働き+子1人 _(高校生)	共働き+子1人 ^(大学生)	夫婦+子1人 (高校生)	共働き+子2人 ^(大学生と高校生)	夫婦+子2人 ^(大学生と高校生)
300万円	28,000円	19,000円	15,000円	11,000円	7,000円	-
500万円	61,000円	49,000円	44,000円	40,000円	36,000円	28,000円
700万円	108,000円	86,000円	83,000円	78,000円	75,000円	66,000円
1,000万円	176,000円	166,000円	163,000円	157,000円	153,000円	144,000円

- ※ 「共働き」は、ふるさと納税をした者本人が配偶者(特別)控除の適用を受けていないケースを指します。 (配偶者の給与収入が141万円以上の場合)
- ※「夫婦」は、ふるさと納税をした者の配偶者に収入がないケースを指します。 (ふるさと納税をした者本人が配偶者控除を受けている場合)
- ※ 「高校生」は「16歳から18歳の扶養親族」を、「大学生」は「19歳から22歳の特定扶養親族」を指します。
- ※ 中学生以下の子供は(控除額に影響がないため)、計算に入れる必要はありません。 例えば、「夫婦子1人(小学生)」は、「夫婦」と同額になります。 また、「夫婦子2人(高校生と中学生)」は、「夫婦子1人(高校生)」と同額になります。
- (注) 上記は給与所得者のケースです(給与収入のみ。住宅ローン控除等を受けていない方。)。 年金収入のみの方や事業者の方は、上記とは異なります。









ざ寄附を財源に支援施策を充実!



※ 給与所得者等、もともと確定申告の必要がない方がふるさと納税をする場合、寄附の際に、寄附する自 治体へ申告特例申請書を提出すれば、税務署への確定申告が不要で、税の控除が受けられます。

この特例の適用には、申請する自治体数が5団体以内など、一定の要件があります。

詳しくは、佐賀県総務部税政課までお問い合わせください。

ふるさと納税サイト『**ふるさとチョイス**』から のお申し込みが便利です!



- 1. ふるさとチョイスの「佐賀県」ページへアクセス http://www.furusato-tax.jp/japan/prefecture/41000
- 2. 「使い道と街について」をクリックしてください。
- 3. 「この自治体に寄附を申込む」をクリックしてください。
- 4. 「会員登録」※会員登録しないで進むこともできます。
- 5. 「佐賀県 ふるさと納税申込みフォーム」
 - ① 「1寄附申込者情報」の入力
 - ② 「3『施策応援コース』」の入力
 - 1. 寄附金の使途で、「**医療:小児医療の充実**」を選択してください。
 - 2. 施策応援コースのお礼の品を選択してください。
 - ③ 「4寄附額及び支払方法」を入力してください。
 - ④ その他の必要事項を記入後、『確認する』をクリックしてください。
- ※ その他、県ホームページ『ふるさと佐賀県応援サイト』からのお申し込みや、寄附申込様式を×ール又は FAX、 郵送にてお送りいただき、お申し込みいただくことも可能です。詳しくは、佐賀県総務部税政課までお問い合 わせください。



小児医療の充実に関するお問い合わせは・・・

佐賀県 健康福祉部医務課 地域医療担当

TEL: 0952-25-7033 FAX: 0952-25-7267

MAIL: imu@pref.saga.lg.jp



ふるさと納税のお申し込み・お問い合わせは・・・

佐賀県 総務部税政課

TEL: 0952-25-7021 FAX: 0952-25-7294

MAIL: furusatosagaken@pref.saga.lg.jp

